

概要版

---

# 第3期旭川市地域福祉計画

## 素案

(平成26年度～平成30年度)

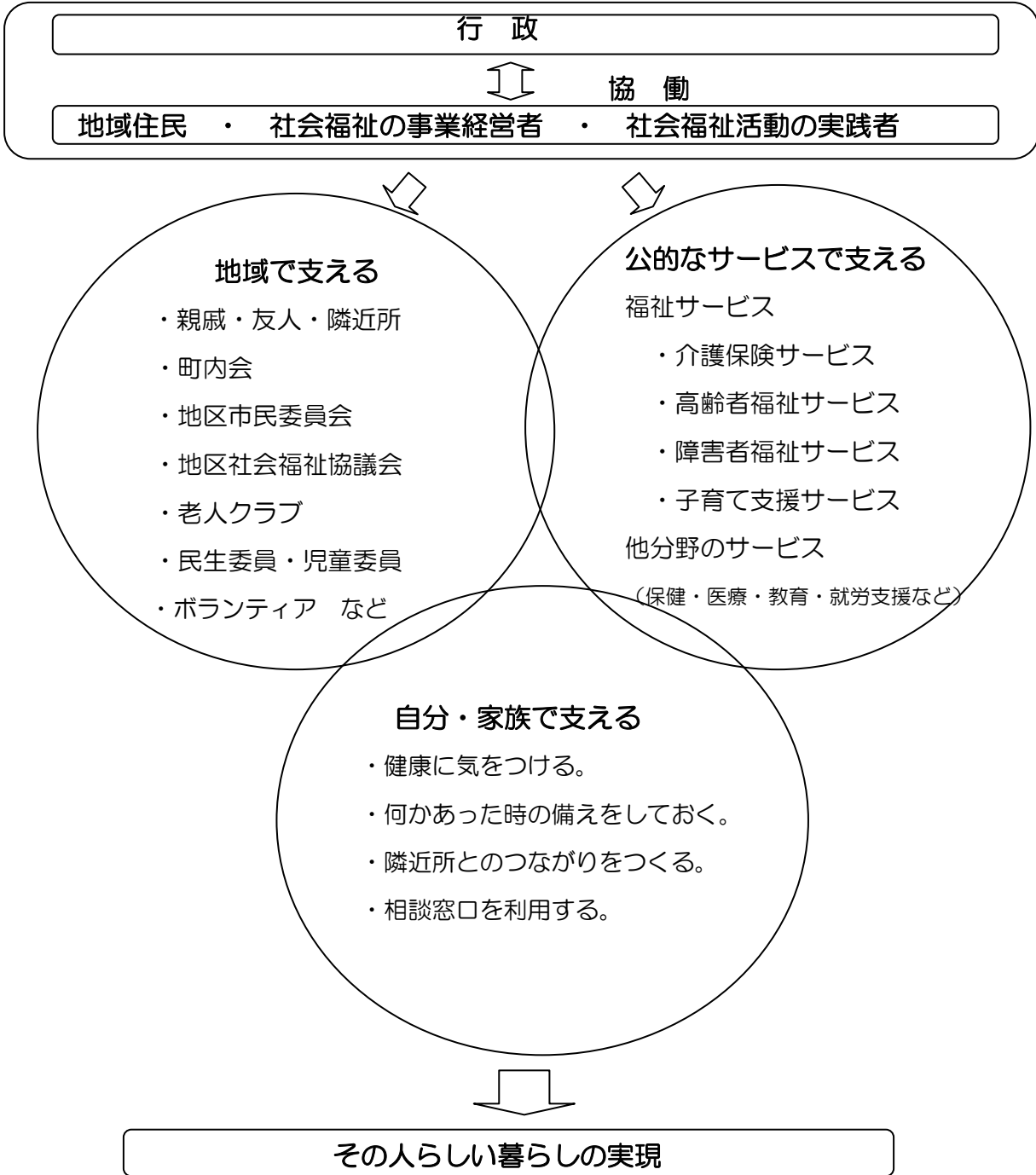
旭川市

平成26(2014)年1月

# 1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が地域においてその人らしくいきいきと自立した生活を送ることができるよう、地域住民，社会福祉の事業経営者，社会福祉活動の実践者，行政が相互に協力して，地域社会で支える仕組みをつくることです。

【その人らしい暮らしを支える仕組み】



## 2 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、地域住民、社会福祉の事業経営者、社会福祉活動の実践者、行政が協力して地域福祉を推進することを目的として定める計画であり、社会福祉法第107条に規定されています。

## 3 第3期旭川市地域福祉計画策定の趣旨

本市では、平成16年3月に「第1期旭川市地域福祉計画」を、平成21年3月に「第2期旭川市地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

平成25年度末で第2期旭川市地域福祉計画の計画期間が終了することから、地域福祉をさらに推進していくために、これまでの取組の成果と今後の課題を踏まえ、「第3期旭川市地域福祉計画」を策定します。

## 4 計画期間

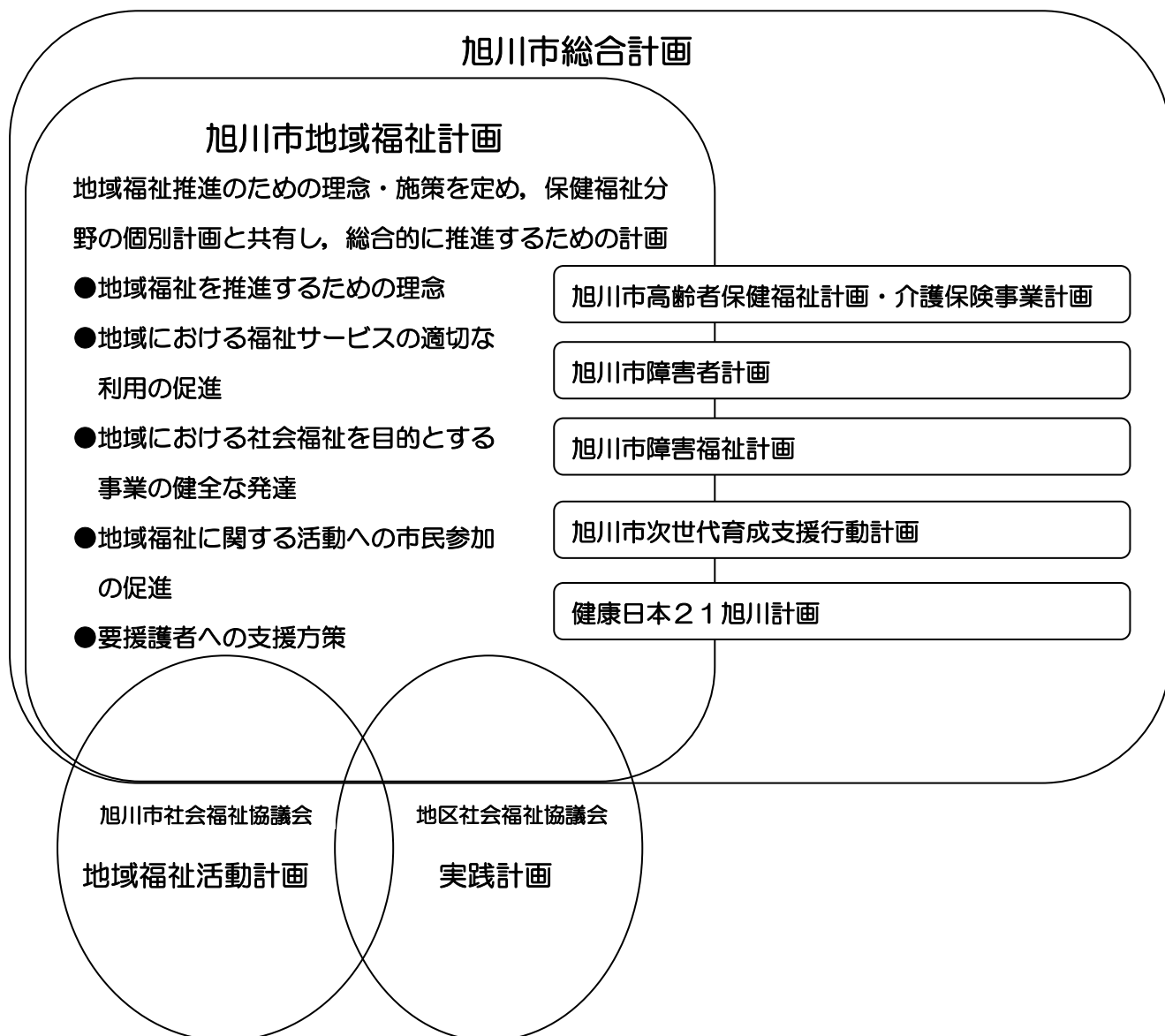
平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

## 5 計画の視点と位置付け

第3期旭川市地域福祉計画は、第7次旭川市総合計画を上位計画とする計画であり、本市の地域福祉推進のための理念や施策を定め、これを保健福祉分野の個別計画と共有し、地域福祉を総合的に推進するための計画です。

また、第3期地域福祉計画は、地域福祉推進のために、市民（地域住民、社会福祉活動の実践者）、事業者（社会福祉の事業経営者）、行政がともに取り組む方向を示しており、旭川市社会福祉協議会が策定する市民の福祉活動を中心とした行動計画である「地域福祉活動計画」、地域特性を活かした福祉活動の計画である「地区社会福祉協議会実践計画」と相互に連動しながら、地域福祉を推進します。

## 【旭川市地域福祉計画の位置付け】



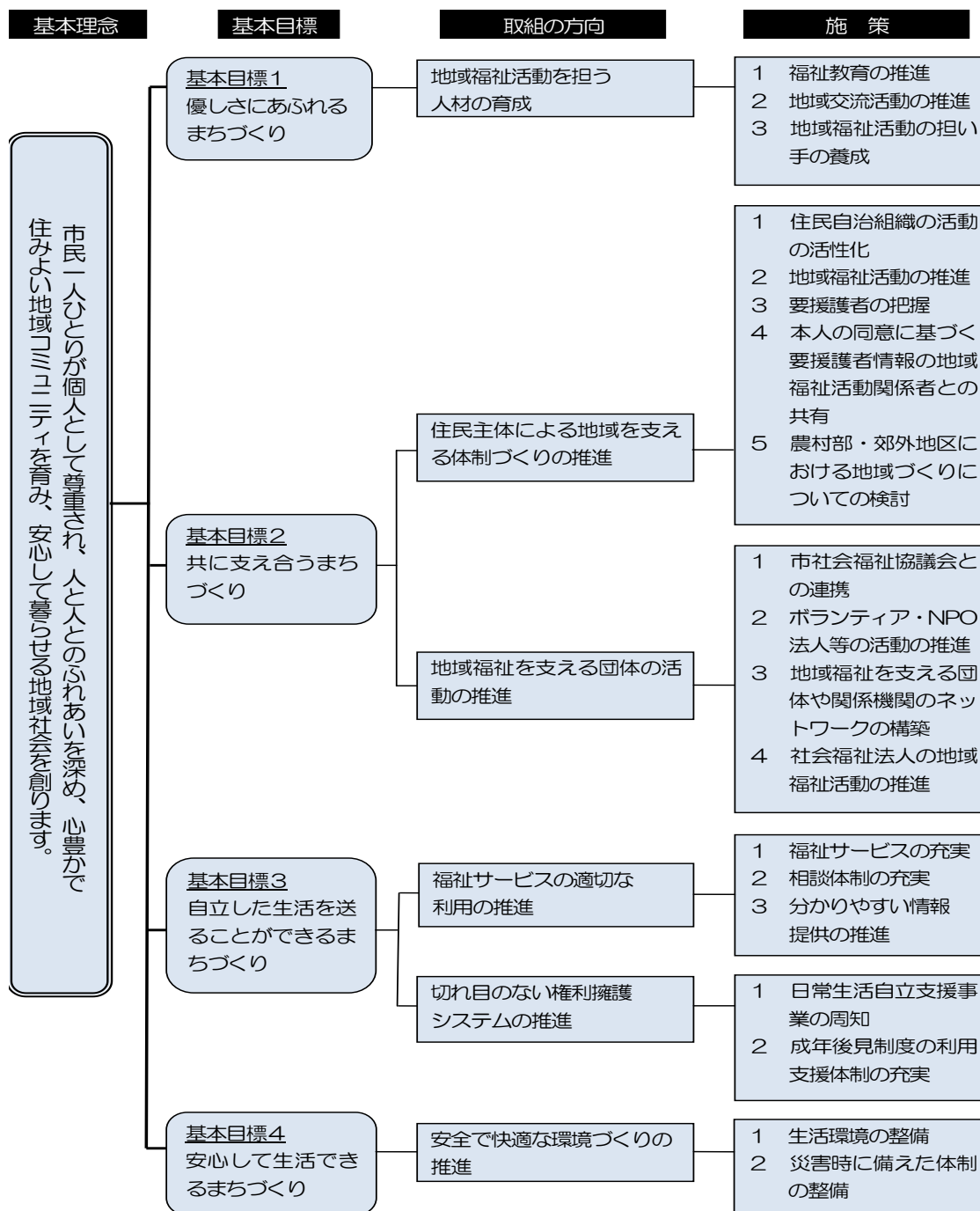
## 6 第3期旭川市地域福祉計画の重点的取組事項

(詳細は、素案本編第3章に掲載)

- 社会的に孤立している要援護者の把握と支援
- 避難行動要支援者名簿の作成と情報共有に向けた取組

## 7 計画の体系

第3期旭川市地域福祉計画では、4つの基本目標に向けて6つの取組を展開していきます。



※素案本編第5章では、6つの「取組の方向」について、それぞれ「現状と課題」、「施策」、「市民・事業者・行政の役割」、「行政の主な取組」を整理しています。

## 8 計画の推進について

### 1 市民、事業者、行政の協働による計画の推進

本計画の基本理念である「市民一人ひとりが個人として尊重され、人と人とのふれあいを深め、心豊かで住みよい地域コミュニティを育み、安心して暮らせる地域社会」を目指し、市民、事業者そして行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、本計画を推進していきます。

### 2 旭川市社会福祉協議会との連携による計画の推進

旭川市社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助など地域に密着した様々な事業を行っています。

旭川市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」に基づく取組と連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

### 3 計画の進行管理

社会福祉に関する事項を調査・審議することを目的に設置している「旭川市社会福祉審議会」に実施状況を報告し、意見をいただきながら、計画の進行管理を行います。

また、旭川市地域福祉計画の円滑な推進と調整を行うことを目的に、庁内関係課長を構成員として設置している「旭川市地域福祉計画庁内連絡会議」において、実施状況や課題を把握し、解決策の検討を行うなど、関係部局間の連携を図りながら計画の進行管理を行います。